

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍総合情報システム	
行政機関等の名称	袖ケ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民子育て部市民課・記録整理班	
個人情報ファイルの利用目的	日本人の身分関係を出生から死亡まで登録・公証するための受託事務。戸籍は一組の夫婦とこれと氏を同じくする子ごとに、配偶者がなく同じ氏を持つ子があるときは親と子ごとに編製される。	
記録項目	氏名、氏及び名の振り仮名、性別、生年月日、本籍・国籍、親族・続柄、戸籍事項、成年被後見人の情報（要配慮情報）、支援措置情報（要配慮情報）	
記録範囲	本籍人、日本国籍者、日本に居住する者、	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市民課、平川行政センター、長浦行政センター内のみで利用	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ケ浦市役所市民子育て部市民課	
	（所在地）袖ケ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		